

子どもの放課後事業について

1 子どもスキップ

小学校の余裕教室や校庭、体育館、図書室などを活用して、小学生児童の放課後の「遊ぶ時間」「遊ぶ仲間」「遊ぶ空間」を用意し、様々な活動を通し、多くの子どもたちが友だちと関わり、関係を広げる「子ども同士の遊びと交流の場」です。施設一覧は、P94～104 をご覧ください。
利用の仕方には、「学童クラブ」と「一般利用」の2つの方法があります。

①学童クラブ

保護者の就労等により、放課後に保護を受けられない区内在住または当該区立小学校に在学している児童のために設けられている制度です。

対象者	区内在住または、当該区立小学校在学の児童で、放課後の時間帯に保護者が次のような状況の方 a. 働いている（就労時間・日数等の条件があります） b. 病気やけがで療養している c. 心身に障害をもっている d. 同居の家族の看護・介護をしている その他、a～dに準ずる状況にある など
利用時間	・ 授業のある日 放課後～18:00（土曜は17:00まで） ・ 授業のない日・夏休みなど 9:00～18:00（土曜は17:00まで） ※日曜日、祝日、年末年始はお休みです。 <時間の延長> ○9時前利用 保護者の就労時間（通勤時間含む）が9:00より前にかかる方は、8:15から利用することができます。（全学年対象／学校休業日・土曜日） ○延長利用 保護者の就労時間（通勤時間含む）が18:00より後にかかる方は、19:00まで利用することができます。（1・2・3年生対象／平日のみ） *時間の延長については、それぞれ申請が必要です。
利用料等	・ 基本利用 月額 4,000円 ・ 9時前利用 年額 1,000円（利用者のみ） ・ 延長利用 月額 1,000円（利用者のみ） ・ 間食費 月額 1,000円（17:00以降の利用者で、希望制。但し、夏期については15:00～16:00の間に提供） ※所得（税額）等により減免制度があります。
送迎	原則、保護者の送迎は必要ありません。 延長利用の場合は、保護者のお迎えが必要です。
利用方法	各学童クラブで利用申請を行ってください。 新年度（令和2年4月1日）からご利用希望の場合、一括申請受付期間がございますので、ご注意ください。

②一般利用

区内在住または当該区立小学校に在学している児童であれば、どなたでも利用できる放課後の遊びと学びの場です。

対象者	区内在住または、当該区立小学校在学の児童
利用時間	授業のある日…放課後～18:00（土曜は17:00まで） 授業のない日・夏休みなど…9:00～18:00（土曜は17:00まで） ※日曜日、祝日、年末年始はお休みです。
利用料等	無料
送迎	保護者の送迎は必要ありません。保護者と児童との間で帰りの時間を決める自主的な利用になります。
利用方法	各施設で「子どもスキップ」の利用届出を行ってください。

2 放課後子ども教室

「子どもスキップ」と連携し、地域住民の参加と協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流活動などの取り組みを推進し、子どもたちの豊かな人間性を育てています。

対象者	区内在住または、当該区立小学校在学の児童
実施場所	子どもスキップ実施校
利用方法	①各施設で「子どもスキップ」の利用届出を行ってください。 ②各子ども教室のお知らせをご覧ください。
実施内容	工作や手芸、囲碁や将棋、書道や茶道、読み聞かせや英会話などの屋内活動から、テニスやバレーボール、バドミントンなどのスポーツ、ダンスなど体を動かすあそびまで、子どもたちの好奇心や関心を育む魅力的なプログラムを数多く用意しています。各子どもスキップに、放課後子ども教室の内容や日時が掲載されているお知らせが置いてあります。ご覧ください。

※以上の内容は放課後事業の施策見直しに応じて変更になる場合があります。

【問い合わせ先】放課後対策課

子どもスキップに関して …子どもスキップ担当 電話：03-3981-1058
放課後子ども教室に関して …放課後子ども教室担当 電話：03-3981-1178